

2024 年 4 月

## HKIAC による現行仲裁規則の改正案について

弁護士 土門 駿介 / 弁護士 佐藤 誠高 / 弁護士 佐藤 龍

### Contents

- I. はじめに
- II. 主要な改正点
  - 1. 仲裁廷の報酬の決定プロセスにおける HKIAC の権限の強化・明確化
  - 2. 複数の契約に基づく紛争が単一の仲裁手続によって審理される場合における仲裁人の選任に関する条項の新設
  - 3. HKIAC による手続の効率性及び廉潔性の確保
  - 4. 情報セキュリティに関する条項の追加
  - 5. 仲裁廷の先決的事項に対する判断の明確化
  - 6. 仲裁人選任における多様性の考慮
- III. おわりに

### I. はじめに

香港国際仲裁センター(HKIAC)は、2024 年 1 月 23 日、現行の仲裁規則である HKIAC2018 年管理仲裁規則(HKIAC 2018 Administered Arbitration Rules)(以下「2018 年規則」といいます。)の改正案(以下「本改正案」といいます。)を公表しました。HKIAC は、本改正案につき、2018 年規則の下で申し立てられた仲裁事件の数が著しく増加してきたことや、2018 年規則が実務において効果的に機能してきたことに鑑み、本改正案につき、2018 年規則を全面的に改正するものではないとしています。他方で、2018 年規則の制定から既に 6 年が経過し、また、世界的な国際仲裁の進展等に照らして、一定の修正は有益であると説明しています<sup>1</sup>。本改正案については、2024 年 2 月 23 日まで 1 か月間の、意見公募期間が設定されていました。今後は、当該期間中に HKIAC に提供された意見等を踏まえ、更なる検討等がなされると思われます。

<sup>1</sup> [Public Consultation on Proposed Amendments to the 2018 HKIAC Administered Arbitration Rules | HKIAC](#)

HKIAC の上記説明のとおり、本改正案において提案されている改正は、2018 年規則を大きく変更するものではありませんが、HKIAC がイニシアチブをとれる方向性での変更が散見されるなど、注目に値します。本ニュースレターでは、比較的重要性の高いと考えられる主要な改正点を概括的に紹介いたします。

## II. 主要な改正点

### 1. 仲裁廷の報酬の決定プロセスにおける HKIAC の権限の強化・明確化

前提として、2018 年規則においては、仲裁廷の報酬について、①仲裁人の稼働時間に応じたタイムチャージの方式<sup>2</sup>、又は、②係争額を基準として上限を定める方式のいずれに拠るかにつき、原則として、当事者が合意により決定できることとされています(2018 年規則 10.1 条)。主要な仲裁機関は係争額に基づいて仲裁人の報酬の上限を定める方式又はタイムチャージ方式のいずれか一方を定めているところ<sup>3</sup>、このような仕組みは、2018 年規則を含めた HKIAC の仲裁規則の特徴的な制度の一つといえます。

この点に関し、本改正案においては、以下の改正が提案されています。

#### ① タイムチャージの方式による場合

仲裁廷が仲裁人の報酬及び費用を決定した後、HKIAC がこの決定をレビューし、事案の状況に照らして適切な金額となるよう、調整を加えることができるとされています(本改正案 Schedule 2, para 5.1)。

このような定めは、規則上、総額につき明示的な上限が定められていないタイムチャージの方式の下において、HKIAC のレビューにより、仲裁人の報酬及び費用を合理的な範囲にとどめる意図を明確にしたものと推察されます。

#### ② 係争額に基づき上限を定める方式による場合

本方式による場合、本改正案の下でも HKIAC がその金額を決定する権限を有している点に変わりはありません。

この点に関し、2018 年規則においては、仲裁人の報酬の対象となる期間につき、仲裁人による受任の承諾又は選任の日から最終的な仲裁判断がなされる日までとされていましたが(2018 年規則 Schedule 3, para 6.2)、本改正案においては、報酬の対象となる期間につき HKIAC が別段の決定をすることもできる旨の規定が追加されています(本改正案 Schedule 3, para 6.2)。

### 2. 複数の契約に基づく紛争が単一の仲裁手続によって審理される場合における仲裁人の選任に関する条項の新設

本改正案においては、単一の仲裁手続において、複数の契約に基づく又はこれらに関連する請求がなされ、かつ、かかる仲裁手続が適正に開始されたと HKIAC が決定した場合、当事者は仲裁人の選任権を放棄したとみなされるとされています。その場合、HKIAC が仲裁廷(を構成する仲裁人)を選任することとされています。このことは、当事者が当該仲裁手続において既に仲裁人を指名していたか否かにかかわらず(本改正案 30.2 条)。

<sup>2</sup> なお、1 時間当たりのタイムチャージについては HKD6,500 が上限とされています(2018 Schedule of Fees 参照)。

<sup>3</sup> 例えば、SIAC(シンガポール国際仲裁センター)や ICC(国際商業会議所)の仲裁規則では、仲裁人の報酬及び費用の定め方について、別段の合意がない限り、係争額を基準(Based on sum in Dispute)とする旨が定められています(SIAC 仲裁規則 Schedule of Fees、ICC 仲裁規則 Appendix III)。

紛争が複数の契約にまたがる場合、仲裁人の選任につき相互に整合的でない定めを有する事態も想定され得るところ、本規定は、このような場合に仲裁人の選任についての混乱が生じることを防ぐことを意図したものと考えられます。

### 3. HKIAC による手続の効率性及び廉潔性の確保

本改正案では、HKIAC による、仲裁手続の効率性又は廉潔性を維持するための規定が新設されています。

具体的には、HKIAC は、進行中の仲裁手続において、選任された仲裁人が本規則に従い又は所定の期限内にその職務を遂行することを妨げられ若しくは遂行しなかったと判断した場合には、当事者及び仲裁廷と協議の上、当該仲裁人の選任を取り消すことなどの必要な措置をとることができることとされています(本改正案 14.10 条)。また、当事者又は共同仲裁人による他の仲裁人の指名を HKIAC が確定するに際し、HKIAC が当該仲裁人の資格(qualification)を検討する際の考慮要素の一つとして、仲裁手続における効率性や廉潔性をも考慮することが明文化されています(本改正案 9.3 条)。これらの改正案は、HKIAC が仲裁の効率性や廉潔性を重視していることの現れであると考えられます。

このように、仲裁機関がイニシアチブをとり、仲裁人の選任を取り消すことを明示的に認める旨を定める規定は、他の主要な仲裁機関の仲裁規則においてはあまり見られず、特徴的な規定の一つといえます。この点で、本規定が今後実務でどのように運用されるかは、注目に値します。

また、本改正案においては、当事者代理人の変更が申し立てられた際、かかる変更の実現によって生じる利益相反を回避するために、仲裁廷は、変更が予定されている新たな当事者代理人を仲裁手続に参加させないことを含む、あらゆる措置をとることができる旨が規定されています(本改正案 14.9 条)。この規定も仲裁手続の廉潔性を確保することを目的としたものであり、また、2013 年 5 月 25 日付け IBA Guidelines on Party Representation in International Arbitration の Guideline 6 を念頭に置いたものであると考えられます。

### 4. 情報セキュリティに関する条項の追加

2018 年規則では、情報セキュリティに関する明示的な定めは設けられていませんでしたが、本改正案では、この点についての規定が新設されています(本改正案 47 条)。

具体的には、当事者は、仲裁手続に関連して共有、保管又は処理される情報を保護するため、合理的な措置につき合意することができることとされています(本改正案 47.1 条)。また、仲裁廷は各当事者の意見、及び、事案の状況を考慮し、当事者に対して情報セキュリティに関する指示を行うことができるとされています(本改正案 47.2 条)。さらに、本条に違反した場合、仲裁廷は、当事者の見解を考慮した上で、かかる違反に対する決定、命令、又は、仲裁判断を下すことができるとされています(本改正案 47.3 条)。

### 5. 仲裁廷の先決的事項に対する判断の明確化

2018 年規則の下では、先決的事項に関する規定は存在しませんが、本改正案では既定の新設が提案されています。

具体的には、仲裁廷は、各当事者と協議の上、裁量により、事件の全部又は一部を処理することができると認

める先決的事項について判断し、手続の分離(bifurcate)をし、また、このような先決的事項につき、手続のどのタイミングで判断すべきかを決定し、又は、その他の事案を効率的に(efficiently)判断するための手続を決定することができるかとされています(本改正案 14.6 条)。

先決的事項の例としては、管轄の有無、当事者に対する有効な仲裁合意の存在、代理権の有無等があげられます。本改正案は、仲裁廷がこれらの先決的事項を先行して判断できるという従前の実務の取扱いを明確にするものであると考えられます。

## 6. 仲裁人選任における多様性の考慮

本改正案においては、仲裁人の選任にあたり、多様性(diversity)を考慮することを志向する条項が設けられています。

具体的には、まず、当事者や共同仲裁人が仲裁人を指定する場合、多様性を考慮することが推奨されるとする文言が新たに加えられました(本改正案 10.1 条)。また、HKIAC が仲裁人を選任する場合には、その他の関連する考慮要素と併せて、多様性を考慮しなければならないとする旨の規定が新たに設けられました(本改正案 10.2 条)。上記について、本改正案 10.1 条では当事者に多様性を考慮することが「推奨(encouraged)」されるのにとどまるのに対して、本改正案 10.2 条では、HKIAC が多様性を考慮「しなければならない(shall)」と規定されており、その程度に差が設けられています。

なお、HKIAC の Practice Note on Appointment of Arbitrators(2021 年 9 月 28 日施行)4.1 条は、HKIAC が、仲裁人の選任手続に際し、可能な限り、女性候補者やあらゆる年齢、民族、又は法的若しくは文化的背景を考慮することを定めています。

本改正案 10 条は、当事者、共同仲裁人及び HKIAC を名宛人としており、HKIAC のみを対象とする上記 Practice Note とは対象範囲等に差がありますが、仲裁人の選任過程において多様性を考慮するという側面において共通するものであるといえます。

仲裁人を選任する場合において、多様性を考慮すべき旨の条項は、Scottish Arbitration Centre の仲裁規則 (Scottish Arbitration Centre Rules 2023、 8 条) や The Belgian Centre for Arbitration and Mediation(CEPANI)等の仲裁規則でも導入されており(Arbitration Rules of CEPANI、15 条 1 項)、本改正案は、上記の Practice Note を背景とした従前の HKIAC の実務及び近年の社会的潮流や一部の仲裁機関の改正を背景として、このような条項を設けたものであると推察されます。

## III. おわりに

上記のとおり、昨年の 8 月に仲裁規則の改正案を公表した SIAC に続き、HKIAC も、仲裁規則の改正案を公表しました<sup>4</sup>。両仲裁機関を利用し、また、利用する旨の仲裁条項を設けている日本企業は多く、両機関が提案している改正案はもちろん、意見公募の結果どのような改正がなされるか、及び、改正後の運用がどのようなものとなるかといった今後の進展は、注目に値するものといえます。

以上

---

<sup>4</sup> SIAC 仲裁規則の改正案については当事務所の以下のニュースレターもご参照ください(「SIAC 規則第 7 版の Public Consultation Draft について」、[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins3\\_pdf/231019.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins3_pdf/231019.pdf))。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 土門 駿介 ([shunsuke.domon@amt-law.com](mailto:shunsuke.domon@amt-law.com))  
弁護士 佐藤 誠高 ([masataka.sato@amt-law.com](mailto:masataka.sato@amt-law.com))  
弁護士 佐藤 龍 ([ryu.sato@amt-law.com](mailto:ryu.sato@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)